2012
No.83
2

広報 ふじさき

みんなで創る　心豊かな　優しいまち

主な内容

まちのわだい……Ｐ２
常盤出張所について……Ｐ４
町の財務４表……Ｐ６
町職員の給与・定員管理等…Ｐ８
平成23年第４回議会定例会…Ｐ10

ふるさとの歴史や文化に親しむ　―　第４回藤崎町ふるさとカルタ大会　―

全国大会２年連続金賞を報告

12月21日（水）　役場応接室

12月17日にさいたまスーパーアリーナで行われた第39回マーチングバンド・バトントワーリング全国大会で、常盤小学校スクールバンドが見事金賞を受賞しました。この日は、６年生部員９人が来庁し、全国大会での活躍を平田町長に報告しました。常盤小スクールバンドの金賞受賞は、昨年に引き続き２年連続の快挙です。おめでとうございます。

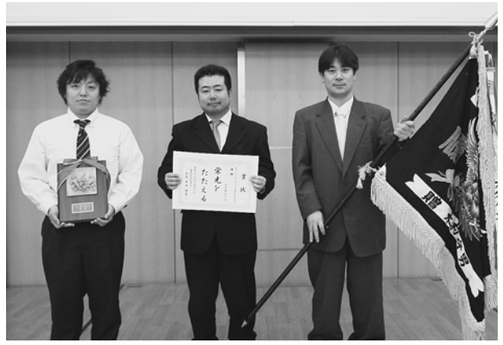

朝野球大会が閉会

12月16日（金）　ふれあいずーむ館

第37回藤崎町朝野球の結果は次のとおりです。

○優　勝　ＣＯＭＥＴＳ
○準優勝　中野目清友会
○準優勝　丸誠自動車鈑金
○第４位　ｾｰﾌﾃｨｰｸﾗﾌﾞ
○第５位　俵舛クラブ
○第５位　花形ﾓｰﾀｰｽﾌｧｰﾑ
○第７位　西中野目愛球会
○第８位　イレギュラーズ
○第９位　ｱﾝﾄﾙﾒｻﾄｳ野球団
○第10位　藤崎町役場
○第11位　花形モータース

出初式で決意新たに

１月８日（日）　役場周辺

平成24年藤崎町消防出初式が行われ、約400人の参加者が日ごろの訓練の成果を披露し、地域住民の安全確保に向けて決意を新たにしました。放水訓練をはじめ、機械点検、徒歩部隊・車両部隊分列行進などを実施。また、町文化センターで行われた式典では、優良消防団員ら28人の表彰が行われたほか、力強いまとい振りが披露されました。

北常盤駅改築10周年を祝って

12月24日（土）　北常盤駅

ＪＲ北常盤駅の改築と藤崎町コミュニティプラザ「ぽっぽら」の10周年記念イベントが開かれ、関係者や地域住民がこれまでの歩みを振り返り、10年の節目を祝いました。登山囃子が演奏される中、もちつきが行われ、来場者にお汁粉が無料で振る舞われたほか、列車の乗降客にりんご「紅の夢」、「こうこう」のジャムがプレゼントされました。

五穀豊穣、家内安全を祈願

１月１日（日）　常盤地区

今年で349回目となる常盤八幡宮年縄奉納行事が行われました。男衆が水ごりをして身を清めた後、御宿の年縄伝承館を出発し、囃子の演奏を従え、「サイギ、サイギ」の掛け声を響かせながら、重さ約400kgの巨大な年縄を担いで地区内を練り歩きました。穏やかな天候の下、常盤八幡宮に年縄やお供え物を奉納し、鳥居を年縄で飾り、五穀豊穣や家内安全を祈願しました。

飲酒運転は絶対にやめましょう

12月10日（土）　町内飲食店

藤崎町交通安全母の会（三上津香子会長）が、町内の28飲食店を巡回し飲酒運転防止への協力を呼びかけました。平成23年中の県内交通死亡事故件数54件のうち、飲酒運転によるものが７件と大きな割合を占めています。飲酒運転は重大な事故につながります。少ししか飲んでいないから、近くだからといって自動車、自転車を運転するのは絶対にやめましょう。

ユニカールで交流

12月10日（土）　スポーツプラザ藤崎

第６回藤崎町ユニカール交流大会を兼ねた第９回東北ユニカール交流大会が開かれ、青森・秋田両県から参加した60チームが、競技を通して親ぼくを深めました。大会は、参加者の技術の向上、交流を目的に、日本ユニカール協会、県ユニカール協会が主催したもので、和やかな雰囲気の中、参加者が真剣な表情で競技に取り組んでいました。

平成24年４月１日から
常盤出張所の行政サービスが始まります

町では、老朽化が著しい常盤支所の今後のあり方について検討してきました。その結果、常盤支所に代わる新たな行政機関として常盤生涯学習文化会館内に「常盤出張所」を新設し、行政サービスを行います。これにより、合併以前より住民の皆様から慣れ親しまれてきた常盤支所庁舎は閉鎖となりますので、４月からは常盤出張所をご利用くださるようお願いします。

■お問合せ　行財政改革推進室（内線2005、2209）

常盤出張所の所在地等

■住　　所：藤崎町大字常盤字三西田35番地１
　　常盤生涯学習文化会館内
■電話番号：65ー2111

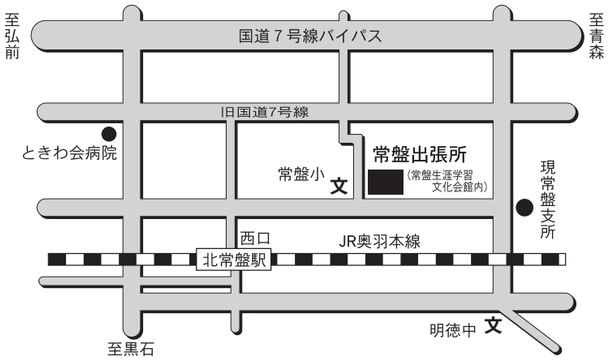

老朽化が進む常盤支所

常盤出張所が新設される常盤生涯学習文化会館

常盤生涯学習文化会館平面図

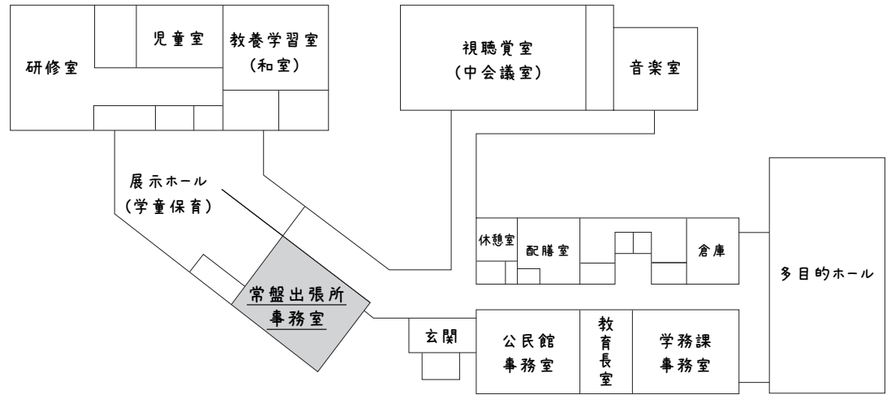

常盤出張所で取り扱う業務

常盤出張所では、サービス提供区域をこれまでの常盤地域から藤崎町全域に拡大して、次の業務を取り扱います。

常盤出張所の業務一覧

証明書の交付、登録・許可に関する業務

戸籍・住民票等の証明書の交付

- 戸籍（謄本・抄本）
- 除籍・原戸籍（謄本・抄本）
- 戸籍附票（謄本・抄本）
- 戸籍届出書写
- 身分証明書
- 戸籍記載事項証明書
- 戸籍受理証明書
- 住民票（謄本・抄本）
- 住民票除票（謄本・抄本）
- 住民票記載事項証明書
- 外国人登録原票記載事項証明書
- 住所変更証明書

印鑑（再）登録および印鑑登録証明書の交付

税に関する諸証明書の交付

- 所得証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 資産証明書
- 評価証明書
- 公課証明書　など

斎場使用許可および埋火葬許可（死亡届の受理）

耕作証明書の交付

出納に関する業務

町の税、料等すべての公金に関する収納

生活保護費の支給

受付に関する業務

総務課関係

- 街灯の修繕

住民課関係

国民健康保険	●被保険者証再交付申請書 ●高齢受給者証再交付申請書
後期高齢者医療	●被保険者証等再交付申請書 ●高額療養費支給申請書
子ども（児童）手当	●口座振替申出書 ●現況届
ひとり親家庭等	●医療費受給資格証更新申請書 ●医療費給付申請書
乳幼児医療費	●受給資格証更新申請書 ●医療費給付申請書
学童保育	●入会申請書

建設課関係

- 町営住宅入居者所得金額等申告書

福祉課関係

いきいき手形	●交付申請書 ●再交付申請書
介護保険	●要介護更新認定申請書 ●高額介護（予防）サービス費支給申請書
重度心身障害者	●医療費支給申請書 ●医療費受給者証更新申請書
生活保護	●保護変更申請書（傷病届）

上下水道課関係

- 水道使用開始届
- 水道使用者変更届
- 水道使用中止届
- 水道預貯金口座振替依頼書

農業委員会関係

- 農業者年金受給権者現況届

※上記の業務以外であっても、本庁への取次ぎや案内、相談には柔軟に対応します。

平成24年度は現行の常盤支所と同様の業務を行います

常盤出張所の業務は、これまでの常盤支所での取扱実績を踏まえ、地域に密着した利用度の高いサービス、高齢者などの交通弱者に配慮したサービスを優先して取り扱うものとし、業務の一部を縮小しています。

ただし、平成24年度は住民の皆様への周知期間として、現行の常盤支所と同様の業務を取り扱いますので、ご理解とご協力をお願いします。

藤崎町の財務４表(一般会計分・平成22年度末)を公表します

１．貸借対照表：資産と負債を現金化して表示

（単位：千円）

資　産　の　部	金　額	1人当たり	負　債　の　部	金　額	1人当たり
１．公共資産			１．固定負債		
（１）有形固定資産 ☆	28, 538, 332	1, 772	（１）地方債	11, 356, 563	705
（２）売却可能資産	33, 272	2	（２）退職手当引当金	1, 800, 553	112
			（３）その他	114, 142	7
２．投資等					
（１）投資及び出資金	938, 387	58	２．流動負債		
（２）貸付金	250, 374	15	（１）翌年度償還地方債	1, 258, 382	78
（３）基金等	1, 245, 324	77	（２）その他	85, 658	5
（４）その他	101, 355	6			
			負債合計	14, 615, 298	907
３．流動資産					
（１）預金	736, 571	46	純　資　産　の　部		
☆（２）現金	218, 348	14			
（３）未収金	23, 013	1	純資産計 ☆	17, 469, 678	1, 085
資　産　合　計	32, 084, 976	1, 992	負債及び純資産合計	32, 084, 976	1, 992

■１人当たりの金額はH23. 3. 31現在の住民基本台帳人口16, 108人を基に計算しています
■資産合計：約321億円、１人当たり：約199万円です
■負債(借金)の合計：約146億円、１人当たり：約91万円です
■純資産(資産から負債を差し引いたもの)：約175億円、１人当たり：約109万円です
■退職手当引当金は、仮に全ての職員が現時点で退職した場合の退職金の額です

２．行政コスト計算書

：１年間の活動のうち資産形成以外のコストなど

（単位：千円）

区　分	金　額	１人当たり
経常行政コスト	6, 016, 593	374
１．人にかかるコスト	1, 206, 656	75
（１）人件費	1, 047, 534	65
（２）退職手当引当金繰入	91, 162	6
（３）賞与引当金繰入	67, 960	4
２．物にかかるコスト	1, 999, 448	124
（１）物件費	990, 267	61
（２）減価償却費	938, 691	58
（３）維持補修費	70, 490	4
３．移転支出的なコスト	2, 664, 843	165
（１）他会計への支出	933, 992	58
（２）社会保障給付	1, 071, 462	67
（３）補助金等	612, 197	38
（４）その他	47, 192	3
４．その他のコスト	145, 646	9
（１）公債費（利払い）	195, 752	12
（２）その他	△ 50, 106	△ 3
経　常　収　益	236, 444	15
１．使用料・手数料	64, 470	4
２．分担金・負担金・寄附金	171, 974	11
純経常行政コスト（経常行政コスト－経常収益） ☆	△ 5, 780, 149	359

■経常行政コストには現金の支出を伴わない減価償却費や退職手当引当金繰入(前年からの増減)が含まれます
■経常収益は住宅使用料・保育料・給食費などの住民負担(税金以外)です
■純経常行政コストは純資産変動計算書の数値と一致します　☆←→☆

有形固定資産の内訳

（貸借対照表中の有形固定資産）

（単位：千円）

内　訳	金　額
①生活インフラ等	13, 427, 360
②教育	11, 292, 496
③福祉	1, 500, 588
④環境衛生	105, 347
⑤産業振興	580, 370
⑥消防	121, 278
⑦総務	1, 510, 893
合　計	28, 538, 332 ☆

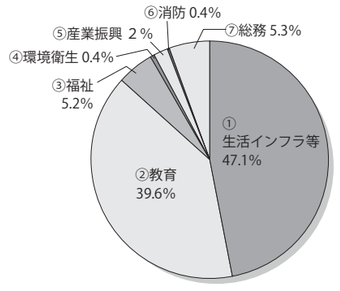

■町の資産形成は、これまで①生活インフラ(道路など)や②教育(学校・社会教育施設)の整備を重点的に行ってきたことがわかります
■有形固定資産の合計は約285億円です

３．純資産変動計算書

：１年間の純資産の変動内訳

（単位：千円）

内　訳	金　額
期首純資産残高	16, 840, 614
純経常行政コスト	△ 5, 780, 149 ☆
一般財源	4, 956, 511
補助金等受入	1, 464, 727
臨時損益	△ 12, 935
その他	986
資産評価差額	△ 76
期末純資産残高	17, 469, 678 ☆

■資産評価差額は、有価証券の下落に伴う評価差額です
■期末純資産残高は貸借対照表の純資産計と一致します　☆←→☆
■純経常行政コストは行政コスト計算書の数値と一致します　☆←→☆

４．資金収支計算書

：１年間の現金の出入りを３区分で表示

（単位：千円）

区　分		金　額
１．経常的収支		1, 927, 109
支出	人件費	1, 396, 286
	物件費	990, 267
	社会保障給付	1, 071, 462
	補助金	611, 327
	他会計繰出	626, 941
	その他	257, 061
収入	地方税	1, 055, 719
	地方交付税	3, 543, 638
	国県補助金	1, 258, 108
	その他	1, 022, 988
２．公共資産整備収支		△ 386, 424
支出	公共資産整備支出	916, 845
	その他	48, 115
収入	国県補助金	206, 619
	地方債発行	355, 400
	その他	16, 517
３．投資・財務的収支		△ 1, 451, 070
支出	地方債償還	1, 072, 364
	基金積立	199, 375
	その他	363, 887
収入	地方債発行	0
	その他	184, 556
収　支　計		89, 615
期首現金残高		128, 733
期末現金残高		218, 348 ☆

■３区分合計の収支は89, 615千円の黒字です
■期末現金残高は貸借対照表の現金と一致します　☆←→☆

まとめ

貸借対照表の資産合計は約321億円となっていますが、資産のほとんどを占める公共資産は学校や道路で、実際には売却不可能なものばかりです。したがって、負債合計の約146億円は今後の税収等で返済していくこととなります。

また、資産に占める負債の割合は約46％となっていますが、世代間負担の公平性及び行政の持続可能性の観点から、過度に将来世代に負担を残さないよう考慮して財政運営を行っていかなければなりません。

なお、掲載した財務４表は簡略版ですが、詳細な財務４表や財務分析は町ホームページまたは役場財政課にてご覧いただけます。

一般家庭に例えると（１／2000スケール）

（単位：千円）

資　産　の　部	金　額	負　債　の　部	金　額
１．固定資産等		１．固定負債	
○家・土地・車・家財(現在価値)	14, 286	○家・車のローン残額(来年以降分)	6, 636
		２．流動負債	
２．投資等		○家・車のローン残額(今年分)	672
○子供の就学積立金(現在高)	1, 268	負債合計	7, 308
		純　資　産　の　部	
３．流動資産			
○現金預金	489	純資産計（資産－負債）	8, 735
資　産　合　計	16, 043	負債及び純資産合計	16, 043

■貸借対照表の数値を1/2000に置き換えた数値です
■仮に、家や土地など全ての資産を売却した場合、約1, 604万円となり、ローンの残額が約730万円で、完済すると、手元に約874万円が残ります
■資産のほとんどは固定資産(公共資産)です　※約89％
■資産に対する負債の割合は約46％で、純資産の割合は54％です
■資産は耐用年数により減価償却され毎年価値が減少します

町職員の給与・定員管理等を公表します

※詳細を後日町ホームページに掲載します。　■お問合せ　総務課人事係（内線2203）

1　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口(22年度末)	歳出額　A	実質収支	人件費　B	人件費率(B/A)	（参　考）21年度の人件費率
22年度	16,108人	7,448,930千円	187,021千円	1,366,100千円	18.3%	16.0%

2　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数　A	給　与　費				1人当たり給与費(B/A)
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
22年度	134人	535,922千円	44,860千円	194,380千円	775,162千円	5,785千円

（注）1　職員手当には、退職手当を含んでいません。
2　職員数は平成22年４月１日現在の人数です。

3　職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	①一般行政職			区　分	②技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤崎町	44.6歳	327,500円	359,500円	藤崎町	51.2歳	300,400円	319,000円
国	42.3歳	327,205円	397,723円	国	49.5歳	283,862円	321,662円

4　職員の初任給の状況（平成23年４月１日現在）

区　分		藤崎町	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

5　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年４月１日現在）

区　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	264,500円	304,300円	343,300円
	高校卒	204,600円	280,000円	306,100円
技能労務職	高校卒	—	—	265,200円

6　職員の手当の状況

■期末手当・勤勉手当

藤　崎　町	国
１人当たり平均支給額(22年度)　1,399千円	—
(22年度支給割合)　○期末手当　2.60月分 ○勤勉手当　1.35月分	(22年度支給割合)　○期末手当　2.60月分 ○勤勉手当　1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算　５％～20％　○管理職加算　なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算　５％～20％　○管理職加算　10％～25％

■時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	支給実績(21年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
6,198千円	43千円	8,646千円	61千円

■その他の手当（平成23年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配　偶　者		13,000円	同		18,372千円	221,349円
	配偶者以外の扶養親族１人目	配偶者　有	6,500円				
		配偶者　無	11,000円				
	配偶者以外の扶養親族　２人目以上		6,500円				
	15歳到達後最初の４月1日から22歳到達後最初の３月31日までにある子の加算		1人につき 5,000円				
住居手当	借家・借間	〔12,000円以上の家賃〕 ①月額23,000円以下の場合　家賃－12,000円 ②月額23,000円を超える場合 （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円 （支給限度額27,000円）		同		4,535千円	266,765円
通勤手当	○交通機関利用者　運賃等55,000円以下の場合、全額支給 ○交通用具使用者　２km～60km＝2,000円～24,500円			同		4,540千円	43,238円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給　（支給額：20,000円～35,000円）					3,300千円	173,684円
寒冷地手当	毎年11月から翌年３月までの各月の初日において在職する職員に対して支給(支給月額)			同		10,005千円	69,000円
	世帯主	扶養親族　有	17,800円				
		扶養親族　無	10,200円				
	その他の職員		7,360円				

7　特別職の報酬等の状況

区　分	給　料	報　酬	期末手当
町　長	648,000円【10%の減額を実施】		（22年度支給割合）　2.95月分
副町長	523,800円【10%の減額を実施】		
議　長		256,000円	（22年度支給割合）　2.60月分 【0.35月分の減額を実施】
副議長		225,000円	
議　員		215,000円	

8　職員数の状況（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数(人) 平成22年	職員数(人) 平成23年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議　会	3	3		
		総　務	46	43	△ 3	退職不補充
		税　務	13	12	△ 1	事務の統合
		農　水	12	12		
		商　工				
		土　木	14	14		
		民　生	10	10		
		衛　生	14	14		
		小　計	112	108	△ 4	（参考）人口1万人当たり職員数　67.05人
	教育部門		30	26	△ 4	スポーツプラザ藤崎指定管理者移行
	消防部門					
	小　計		142	134	△ 8	（参考）人口1万人当たり職員数　83.19人
公営企業等会計部門	水　道		4	4		
	下水道		4	4		
	その他		13	13		
	小　計		21	21		
合　計			163 [187]	155 [187]	△ 8	（参考）人口1万人当たり職員数　96.23人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数です。
2　[　]内は、条例定数の合計です。

平成23年第4回　議会定例会

会期　12月16日～22日の5日間

一般質問

鶴賀谷　貴　議員

問　**町政運営について**

①平成24年度の重要政策について

①(1)平成24年度の重要政策は何か

①(2)平成24年度の重要政策を実施する予算額について

答　①(1)・(2)「子どもや若者たちに夢と希望を与えるまち」、「高齢者や障がい者に思いやりのあるまち」、「町民みんなが郷土を愛しながら、生きがいを持てるまち」を創ることを信条に、町民が主役の活力あるまちづくりを目指し、「融和」「産業」「教育」「福祉」「入札」「効率」の6つをキーワードに据え、町政を運営していきたいと考えています。平成24年度の重要政策としては、「藤崎いきいきまちづくり協議会」の設置、藤崎小学校グラウンド・プールの工事、常盤小学校の改築工事、小学生までの医療費無料化の実施を考えています。予算額については、現在、新年度予算編成の作業中であり、全体の予算の枠組みの中で検討していきたいと考えています。特に、「藤崎いきいきまちづくり協議会」は、町民が主役の活力あるまちづくりを実現するため、町民のみなさまから広くご意見、ご要望をお聞きするための組織であり、実現可能な事案については順次予算化し、実現していきたいと考えています。

問　**農業振興について**

①農道整備について

①(1)町民からの農道整備の要望について

①(2)平成24年度の農道整備の見通しについて

①(3)平成24年度の農道整備に対しての予算額について

答　①(1)～(3)農道整備は、農業を支える生産基盤として、農地への通作条件の改善や、農産物の合理的な輸送体系を確立することを目的に実施されるものです。現在、町に対し、特に樹園地地帯の生産者から農道舗装整備についての要望が数多くあげられています。これらの要望を踏まえ、計画的、効率的、かつ効果的な農道整備の推進に向けて、農業農村整備事業管理計画書を見直しし、国の補助事業等を活用して、できるだけ町財政に負担をかけないよう進めていきたいと考えています。また、平成24年度の農道舗装の実施路線としては、3路線を計画しており、概算額で工事、設計費あわせて2千万円程度を予定しています。

問　**商工振興について**

①プレミアム付商品券の助成について

①(1)前回実施したプレミアム付商品券の経済効果について

①(2)平成24年度のプレミアム付商品券の助成の実施について

①(3)平成24年度のプレミアム付商品券の助成に対しての予算額について

答　①(1)～(3)平成21年度の事業実績は、商品券の発行総額3300万円に対し、回収金額が3294万9千円、回収率は99・8％でした。そのうち、一般事業所での使用は48・88％、1610万5千円で、地域経済と地元商店の活性化策として、一定の効果があったものと考えています。平成24年度のプレミアム付商品券の助成の実施については、12月6日に町商工会より要望書の提出を受け、現在その内容等について精査しているところです。また、プレミアム付商品券についての予算額は、新年度予算編成作業の中で、助成の有無も含め、全体の予算の枠組みの中で検討していきたいと考えています。

問　**社会教育について**

①チャレンジデーについて

①(1)これまで実施したチャレンジデーの成果について

①(2)平成24年度のチャレンジデー開催について

答　①(1)町内会や企業など諸団体ならびに多くの町民の協力・連携のもと、チャレンジデーを始めてから、今年で4年が経過しました。この間、チャレンジデーは、町民の健康・スポーツに対する意識の高揚や実践活動の活発化、地域のつながりや町民の一体感の深まりなど、町村合併後の新しいまちづくりに大きく寄与してきたと考えています。

①(2)町としては、来年もチャレンジデーを実施したいと考えています。チャレンジデーの開催が、地域のコミュニティカの強化や町民の健康を増進させ、活力ある地域づくりにつながるよう、事業の創意工夫が必要であると考えていることから、役場庁内においては、各課へのアイデアの検討提案を指示したところです。今後の事業実施に当たっては、そのことも含め、関係者のみなさま方と随時、協議しながら進めていきたいと考えています。

工藤　健一　議員

問　**行政問題について**

①矢沢、中島、小畑3地区の融雪溝の今後の計画について

②中島から矢沢までの歩道の除雪について

③町道杉山豊成5番囲線の防犯灯設置計画について

答　①融雪溝の整備方針としては、通学路、あるいは除雪された雪の処理が難しく、歩行者や車の交通に支障をきたしている地区で、かつ、整備後の住民の方々の雪処理や、管理に協力が得られる地区を優先し整備を進めています。矢沢・中島・小畑地区は、住宅が密集し、県道浪岡藤崎線は歩道が狭く、町道も幅員が狭い箇所が多数あり、整備の必要性を感じています。県道浪岡藤崎線は、除雪された雪が歩道に積み上げられ、車道も極端に狭くなる場合もあり、県では排雪に苦慮していると聞いています。そこで、町では県に対し、県道へ融雪溝の整備を要望してきたところ、近年、県から整備に向けての前向きな回答を得ています。その整備手段として、町がこの3地区の全体計画を作成し、それを元に県と協議し、県道部分の整備を先行して進めて行くことが重要であると考えています。現在継続中の他事業の進捗状況を勘案しながら、早い時期に全体計画の作成に着手できるよう調整していきたいと考えています。

②県道浪岡藤崎線は、県と町と地元住民が一体となって除雪作業にあたる「スクラム除雪事業」の一環として、地元町内会およびPTA等の協力により、約1・5㎞の歩道除雪を、地域住民の日常生活および児童生徒の通学路の確保を目的として行っています。児童の学校への登校時間に間に合わせるため、早朝からの除雪作業へのご協力に対し、心から感謝申し上げます。県道浪岡藤崎線については、特に中島地区の歩道が狭く、乗用式の歩道除雪機が入れないため、ハンドガイド式の小型除雪機を貸し出しして行っているところですが、先に述べた融雪溝が整備されるまでは、この事業を継続していきたいと考えていますので、今後とも沿線地元住民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

③防犯灯の設置については、町内会や町民からの要望を受け、現地調査の上、地域の状況を確認しながら順次設置しており、今年度については、各地区からの要望により6箇所に新設しています。町道杉山豊成5番囲線は、ここ数年、通勤等により交通量が年々増えているように見受けられますが、沿線の児童生徒の通学路にはなっておらず、冬期間は地吹雪等による事故防止のため封鎖しており、生活道路としては、まだ安全性が確保されていない状況です。町としては、従来から小畑・矢沢地区から藤越・川部方面への通勤通学の生活用道路として、町道小畑藤越線に防犯灯を設置して整備してあり、平成21年度には防犯灯の再整備も完了しています。安全面での整備がなされ、場所的にも近く道路もつながっているため、当面はこの町道を利用し、対応していただきたいと思います。防犯灯については、今後も綿密に必要箇所の把握に努め、より安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進していきたいと考えています。

問　**農道整備について**

①矢沢種増地区の農道拡幅について

答　①矢沢種増地区は、昭和30年代から40年代にかけて、区画整理事業等により、10ａ区画または30ａ区画で区画整理された地区であり、農道の幅員が2ｍ程度と狭く、農業用機械の移動等に支障をきたしているため、拡幅してほしいとの要望を受けているところです。当町には、このように条件の良くない地区が他にもあり、どのように整備を進めたらよいのか、関係機関と十分協議の上、検討していきたいと考えています。

②現在、基本設計を2月の完成を目指して進めているところです。新年度に入り、実施設計を8月までに完成させ、平成24年秋には、一部校舎に着手する予定です。

奈良　完治　議員

問　**教育行政について**

①町長の教育観について

②常盤小学校改築工事の進捗状況について

答　①「教育は人づくり」という視点に立ち、町民一人ひとりが人間尊重の精神を基調として、心身ともに健康で創造力に富み、潤いのある生涯学習社会の形成者として、広い視野を持ち、変動する社会に主体的に対応できる人づくりを考えています。このため、自然を愛し、文化やスポーツに親しみ、社会における連帯の心をはぐくむ教育活動を重視し、学校、家庭、地域社会の緊密な連携に努めていきたいと考えています。

浅利　直志　議員

問　**地域経済活性化策について**

①ＴＰＰ参加した場合の地域経済に与える影響について

②ＴＰＰ参加に踏み出すべきなのか、参加すべきでないのか、

②りんご園地の農道整備について

答　①樹園地農道については、これまで県営農免農道整備事業等により、基幹となる農道整備を行ってきたところです。しかし、その整備については、まだまだ不十分であることは確認しています。今後は、収穫した農産物を安全に運搬し、農耕車輌が円滑に走行できるよう、樹園地内を通る支線農道の一体的な整備が必要と思われるため、どのように整備を進めていくか、関係機関と十分協議の上、検討していきたいと考えています。

具体的に何をしますか

③りんご、米づくりなどの農業支援策・営農資金の利子補給制度などを検討しているのか

④県実施の住宅リフォーム助成の実施状況と拡充策を検討しているのか

答

①・②ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、日本の貿易を促進し、日本経済の発展につながるものの、地域経済や社会全体に大きな影響を与えるという側面もあり、特に農業分野においては、アメリカなどから安価な農産物が関税なしで流入することにより、日本の農産物の価格低下や農家収入の減少、農業関連産業の雇用が失われるなど、大きな影響を受けるものと考えられます。町でも、りんご・米などの主要な農産物に影響が大きく及ぶことが懸念されることから、昨年の12月定例会では、ＴＰＰ交渉参加阻止に関する意見書を議員発議で可決しており、また、先般行われた全国町村長大会においても、ＴＰＰに関する緊急決議を行ったところです。今後は、政府が関係各国とどのような協議を行うのかについて、その動向を注視するとともに、具体的なメリット・デメリットを情報公開し、国民的な議論を行うべきであると考えており、また、ＴＰＰへの参加については、国内の世論等を踏まえて、政府が慎重に判断すべきものと考えています。

③今年産のりんごは、昨年の高温障害の影響等により大幅な減収になったほか、米についても、高温障害等により地域ごとに収量、品質にバラツキが出るなど、今年は農家収入の減少を余儀なくされているとのことです。そのため、津軽みらい・つがる弘前両農協では、今後の再生産に必要な費用の一部として、希望農家に対し、低利での融資を行うとのことであり、町に対しても、その利息の一部助成についての要望書があがっています。町としても、要望どおり助成する方向で検討しています。

④県では、平成23年度より「青森県安全安心住宅リフォーム促進事業」として、リフォーム助成を実施しています。事業内容は、県内の一戸建て、またはマンション等の持ち家であり、リフォームに要する総工事費が50万円以上で、その中で補助の対象となる耐震性能の向上、省エネルギー性能の向上、バリアフリー性能の向上等にかかる工事費が25万円以上の場合、補助対象工事費の10％を助成、補助限度額を1件当たり15万円として実施していますが、平成23年度予算で総事業費１億２５００万円、補助件数９００件に対し、12月９日現在、交付決定件数が全県で18件にとどまっている状況です。そこで県では、住民に対する制度の周知と、申請等に要する利便性向上のため、平成24年度より市町村が事業主体となって実施できるよう、現在、県内全市町村と協議を行っているところです。当町でも、市町村の財源負担がなく、建設業など関連事業者の産業活性化が期待できるため、実施の方向で検討しているところです。

問　**教育問題について**

①常盤小学校建設にあたっての基本設計上の重点検討項目は何なのか

②①と関連して建設位置、太陽光利用、学童保育スペースはどのように基本設計に生かされるのか

③「親の生き方が一番の教育であり、学校教育は二番手にすぎない」（学校通信１６７号）は教育委員会の基本的考え方なのか

答

①児童が一日の大半を過ごすだけではなく、学校開放時や緊急の災害時に多数の地域住民が利用することも考慮し、安全・安心な構造とすることが第一です。また、災害時には避難場所となることから、自家発電設備等を設置し、防災拠点として災害機能を備えた施設を計画したいと考えているところです。

②建設位置については、現在の校舎を使用しながら校舎の建設を予定していることから、野球グラウンド付近に校舎を、常盤山付近に屋内運動場を計画しています。太陽光利用については、コストの面も含めて検討していきたいと考えています。学童保育スペースについては、保育児童数を考慮し、スペースの確保に努めていきたいと考えています。

③学校通信は、学校行事や児童の様子などを保護者のみなさんにお知らせしているもので、その記事の中に書かれていたものであり、教育委員会としての考えではありません。近年、学校にすべて任せっきりで家庭での「しつけ」などの教育ができていないような傾向が見受けられることから、学校が、家庭教育の大事さを訴えたかったものと思われます。今後は、教育委員会として学校・家庭・地域との連携を図りながら、児童の育成を指導していきたいと考えています。

問　**道路整備について**

①昨年度１５００万円余で実施した常盤地下道補修工事を、今年度さらに５０００万円余のロードヒーティング改修舗装工事をする理由と原因について

②①についての今後の対応策と冬工事をすすめるのか

答

①このような事態となったことについて、地域住民および道路利用者の皆様に、ご心配ならびにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。常盤地下道は、滑り止めのための溝がすり減り、ところどころにひび割れも見られたほか、コンクリート舗装の目地部から湧水が見られ、路面凍結が起こり、スリップの原因となっていたため、昨年全面的な改修工事を行いました。その際、地下道が全区間屋根に覆われ、積雪の心配がないため、透水性舗装という凍結を抑制する効果のあるアスファルト舗装を採用しましたが、国道側の入口が北西を向いており、地下道の中を冷たい風が吹き抜け、タイヤに付着した雪などにより凍結を起こし、地下道の底のS字付近でスリップ事故の発生を引き起こしたものです。今後、更なるスリップ事故の発生や重大な事故を防止するため、原因を分析し改善策を検討したところ、安全で確実な方法として、電熱線方式のロードヒーティングによる改修工事が最善の方法となったものです。

②改修工事を進め、早期にスリップ事故の原因改善に当たる所存であり、１月上旬の工事発注で、年度内完成を予定していますが、年末年始の通行の安全性を考慮し、12月28日の正午から通行止めにし、そのまま落札業者に現場を引き渡し、工事着工となるよう準備を進めています。地域住民および道路利用者に対しては、12月の広報お知らせ号に通行止めを掲載するほか、地下道の出入り口に通行止めの予告看板を設置する等、道路利用者に対する事前の周知を図っていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

奈良岡文英　議員

問　**町長の政治姿勢について**

①子供の医療費無料化制度について

①（１）制度の主旨、概要とその効果は何か

①（２）財源をどのように確保するのか

①（３）町民への周知、説明、対策はどうなるのか

②農業の振興について

②（１）農産物の「ふじさきブランド」化について

②（２）両ＪＡや農業関係機関との連携について

②（３）担い手、農業後継者の育成について

③常盤地下道の再舗装工事について

③（１）町民に対してどのように説明責任を果たすのか

答

①（１）～（３）この制度は、次代を担う乳幼児等の健全育成と安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するもので、新年度に向け、０歳児から小学校修了前までの児童の通院および入院にかかる医療費の自己負担分を完全無料化とする考えです。無料化とすることで、保護者に対する経済的負担の軽減が図られるものと思っています。財源については、乳幼児医療費の自己負担分は県の補助金があるため、一部一般財源となり、小学生の医療費の自己負担分については、全額一般財源となります。町民への周知等については、新年度において、受給者証の申請の仕方や医療費の自己負担分にかかる申請は原則必要なく、病院で受給者証を提示することで原則窓口負担が無くなり、「現物給付」となることなど広報紙等で周知していきたいと考えています。

②（１）当町は、米をはじめ、りんご、にんにくおよびアスパラガスなど各種野菜、畜産物では鶏卵等、農畜産物資源が豊富な町です。米については、有機米、特別栽培米への取り組みを推進し、常盤地区の米は、厳しい規格をパスし、首都圏の生協に全量販売しています。りんごについては、「ふじ発祥の地藤崎町」を唱えてから20年近くなりますが、「長期保存、販売のための有袋ふじ」として「元祖ふじ」のブランドが、地元市場において高値で取り引きされています。にんにくについては、ＪＡ津軽みらい「ときわにんにく部会」が中心となり、「ときわにんにく」の商標で販売しており、自他共に認める品質日本一のにんにくとしてブランドが確立されています。このように、一部主要品目については、すでにブランド化が図られているところであり、町としても、今後より一層の推進をしていくとともに、新品目のブランド化の推進や必要な支援を引き続き行っていきたいと考えています。

②（２）当町は、旧藤崎町、旧常盤村の地域でそれぞれ農協が違う、２農協体制となっており、農業行政を進める上で障害となる場合があることは事実です。当面はこの体制が続くものと思われますが、このことで農家のみなさんに支障をきたすことがないよう、引き続き連携を密に、調整を図っていきたいと考えています。

②（３）町では、町担い手育成総合支援協議会が中心となり、町農業の担い手となる、認定農業者等の育成・確保を図るため、関係機関との連携による農地の利用集積の支援や各種制度資金の融通、各種栽培施設や農業機械の導入等に対する助成など、担い手支援対策を推進しています。また、人材育成のための若手後継者に対する、養成委託や農地の基盤整備、機械施設等の整備に対する町単独補助、国・県補助を増やすなど、後継者が育つ基盤整備づくりの推進に努めているところです。今後も関係機関との連携を密にし、支援を継続していきたいと考えています。

③（１）昨年改修工事を行ったにもかかわらず、１月、２月の厳冬期にスリップ事故が発生したことにより、今冬のさらなる事故の発生および重大な事故の発生を防止するため、再度改修工事を行わなければならなくなったことに対し、そのご批判を真摯に受け止め、地域住民および道路利用者に対し、ご不便とご迷惑をおかけすることに深くお詫び申し上げます。今後は、このようなことが二度と起こらぬよう、事前の調査、計画を綿密に行い、工事発注に際しては、関係各課に万全の体制で臨むよう指示したところです。町民の皆様に対しては、町民と接する会合や色々な機会を見て、誠心誠意説明を行い、ご理解を賜るよう努めていきたいと考えています。

※審議された議案の案件および内容については、広報ふじさき１月号に掲載しました。

弘前圏域定住自立圏形成協定を締結

平成23年12月13日、弘前市長と藤崎町長が弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書を取り交わしました。

定住自立圏構想とは

人口減少や少子・高齢化が進行し、従来のように一つの市町村が、暮らしに必要な諸機能を単独で整備することは、次第に困難になっていくものと見込まれています。そうした状況に対応するため、中心市(人口5万人以上等の条件を満たす都市)と周辺市町村が互いに役割を分担して連携し、住民が安心して暮らし続けるために必要な機能を確保するとともに、圏域全体の活性化を図ろうとする施策が定住自立圏構想です。

弘前圏域定住自立圏について

平成23年3月23日、弘前市が圏域での中心的役割を担うことを宣言しました。これに賛同した周辺市町村は、それぞれに必要な項目を定めて、弘前市と協定を締結しています。これまでに中心市である弘前市と協定を交わしたのは、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村となっており、これら8市町村で圏域が構成されています。今後は弘前市が、圏域の将来像や具体的取り組みを示す『定住自立圏共生ビジョン』を策定し、平成24年度から連携事業が実施されていくこととなります。

左から、藤崎町長、弘前市長、青森県中南地域県民局長

◆弘前圏域定住自立圏の形成に関する弘前市と藤崎町の協定内容

視　点	政策分野	取り組み	取り組みの内容
生活機能の強化	医　療	救急医療体制の維持および充実	圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図る。
	福　祉	子育て支援の充実	弘前市が行う特別保育事業を圏域住民に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。
	産業振興	食産業の育成	圏域の豊富な農産資源などを活用した付加価値の高い商品づくりや販路開拓に取り組む事業者を支援するための体制を整備する。
	観光振興	広域観光商品の充実	圏域に求められる観光ニーズを調査・検証し、観光商品を開発する首都圏の旅行代理店などへ効果的な情報発信を行う。
	地域防災	広域備蓄体制の整備	県と連携しながら、燃料、毛布、飲料水などの物資を備蓄する体制を整備する。
		合同防災訓練などの実施	自治体および関係機関が連携した対応ができるようにするため、組織間連携の確認と向上を目指した合同防災訓練を実施する。
	環　境	し尿処理の広域化	汚水処理などを効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの再構築および利用促進	地域公共交通の確保と利便性向上に向けて、圏域の地域公共交通の実情を調査・検証し、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築と利用促進に取り組む。
圏域マネジメント能力の強化	圏域市町村の職員等の交流	圏域市町村職員の育成	圏域市町村職員の能力の向上および連携強化を図るため、合同研修を実施する。

申告受付が始まります

平成24年度(平成23年分)の所得税・個人町県民税の申告受付を行いますので、3月15日(木)までに申告を済ませていただくようお願いします。

申告をされない場合は、所得証明書や課税(非課税)証明書等の交付を受けられないことがあります。

◆申告が必要な方

平成24年1月1日現在、藤崎町に住んでいる方で、次に該当する場合は申告が必要です。

○個人事業主の方(農業、営業、不動産所得等)
○収入がなかった方
○年末調整をされなかった方
○2ヶ所以上からの収入があった方
○遺族年金・障害年金を受給されている方
○町外に居住する人の扶養になっている方
○国民年金保険料の免除申請をする方
○重度心身障害者医療費助成制度等の障害福祉サービスを利用する方
○国民健康保険に入っている方
○児童扶養手当の受給資格がある方および世帯員
○ひとり親家庭等医療費の受給資格がある方および世帯員
○乳幼児医療費助成制度の対象児の保護者
○保育所(園)に入所(園)している乳幼児の保護者
○介護認定を受けている方および世帯員
○後期高齢者医療保険に入っている方および世帯員

※税務署へ所得税の確定申告書を提出される方、給与支払報告書が勤務先から町に提出されている方で、その給与所得以外の所得がない方、老齢年金のみの方は申告の必要はありません。(ただし、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除等を受けようとする方は申告が必要です)

◆申告受付時間

午前8時15分～午前11時
午後1時～午後3時

◆申告受付場所

役場3階「中会議室」
※常盤支所での申告はできませんのでご了承ください。

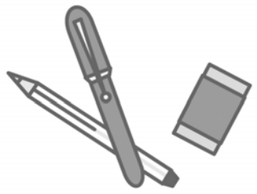

所得税の確定申告はe-Taxをご利用ください

確定申告書の作成・提出は、インターネットを利用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

※詳しくは、17ページをご覧ください。

■お問合せ

税務課住民税係(申告会場内線2600、2601)

◆申告受付日程表

受付日		対象町内名		受付日		対象町内名	
2/14	火	舟場・朝日町 西豊田一・二・三丁目		3/1	木	木挽町・葛野・下俵舛	富柳・福舘
2/15	水		徳下・若松	3/2	金		
2/16	木	表町・伝馬 亀岡・俵舛		3/5	月	水沼・中野目・東町	常盤・若柳
2/17	金		福左内 久井名舘 亀田	3/6	火		
2/20	月	新町・白子		3/7	水	藤越・林崎	
2/21	火			3/8	木		榊 常盤小学校通り
2/22	水	本町・館川町 中島・西中野目	水木・西田	3/9	金	みつや・曲新田 緑町・小畑	
2/23	木			3/12	月		
2/24	金	仲町・横町・矢沢		3/13	火	全　区　域 (大変混み合いますので、なるべくこの期間前に申告を済ませるようお願いします)	
2/27	月		三ツ屋・福島	3/14	水		
2/28	火	下町・吉向・柏木堰		3/15	木		
2/29	水						

登録者名簿への登録希望者を募集します

臨時的任用職員(身体障がい者)募集

藤崎町臨時的任用職員(身体障がい者)登録者名簿への登録希望者の募集を次のとおり行います。

◆**募集職種**
臨時事務員、臨時労務員

◆**募集要件**
身体障害者手帳の交付を受けている方で、職員の介助なしに職務の遂行および通勤が可能な方

◆**職務内容**
事務・労務補助一般(書類郵便等整理、データ入力、文書作成、軽作業など)

◆**勤務条件等**
①**勤務場所**
役場庁舎
出先機関の公共施設
②**勤務時間**
土日祝日を除く平日の午前8時15分から午後3時15分まで
③**賃金**　日額4500円
(別途通勤手当を支給)
④**保険適用**
社会保険(健康保険、厚生年金および雇用保険が適用されます。
※配置所属等によっては勤務条件が異なる場合があります。

◆**名簿登録から採用まで**
募集要件に該当する方は、臨時的任用職員(身体障がい者)登録者名簿に2年間登録され、その中から書類審査および個別面接等を行い、欠員等の必要に応じて採用します。
※名簿に登録されても採用されるとは限りませんのでご了承ください。
※登録から2年間経過後、採用の連絡がない場合でも引き続き登録を希望される方は、新たに登録書類の提出が必要となります。

◆**任用期間**
6ヶ月間以内(6ヶ月を限度として任用期間を延長する場合があります。)

◆**受付**　随時行っています。
○**場所**
役場総務課人事係(役場2階)
○**時間**
平日の午前8時15分から午後5時まで

◆**登録書類**
①履歴書(様式は市販のもので構いません。写真添付)
②身体障害者手帳の写し
③就業条件調書(任意の様式で構いません。次の内容を極力詳細に記載願います。)
○就業する場合に必要な設備・勤務条件等(身障者用トイレの使用、定期的な通院の必要性、その他勤務する際の諸条件について)
○パソコンを使った業務が可能かどうか(可能な場合は具体的な作業のスキル)

◆**その他**
①応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
②その他詳細についてはお問い合せください。

■**お問合せ**
総務課人事係(内線2203)

町長と語ろう
活力あるまちづくり座談会

藤崎町は「対話と納得」による「融和」のまちづくりを基本に、「町民が主役の活力あるまちづくり」を進めてまいります。
つきましては、町民のみなさまが平田新町長と実際に顔を合わせて、自由な対話をもてる場として、標記の座談会を開催いたします。これまでの藤崎町について、これからのまちづくりの進め方についてなど、みなさまが日頃お考えになっている様々な内容について、どうぞ町長とざっくばらんにお話しをしてください。
多数の方々のご参加をお待ちしております。みなさまお誘い合わせのうえ、お越しください。

◆**開催日・会場等**
○**常盤会場**　2月13日(月)
午後6時30分～午後8時
常盤生涯学習文化会館「視聴覚室」
○**藤崎会場**　2月14日(火)
午後6時30分～午後8時
町文化センター3階「多目的ホール」

◆**参加対象者**
町内にお住まいの方、町内の企業および事業所にお勤めの方、町内の教育機関に通学されている方
※事前の申込等は必要ありませんので、当日お気軽にご来場ください。
■**お問合せ**　企画課企画係(内線2223)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

高額医療・高額介護合算療養費支給申請について

◆**支給対象者**
後期高齢者医療制度に加入している方で医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

◆**対象期間**
毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

◆**支給額**
所得区分に応じて自己負担限度額(表1)があり、支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

◆**支給申請**
支給を受けるには必ず申請が必要です。
なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送ります。お知らせが届いた方は担当窓口に申請してください。
また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいると、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方はお問合せください。

表1　自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一　般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が所得税非課税の場合
低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が0円である場合

◆**申請に必要なもの**
○支給申請書
○後期高齢者医療被保険者証
○介護保険被保険者証
○印鑑(認印)
○通帳(または通帳のコピー)
等口座情報のわかるもの
※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。
※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。
※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
※対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

■**お問合せ**
住民課国保年金係
(内線2133)

申告はインターネットが便利です

確定申告はe-Taxをご利用ください

確定申告書の作成・提出は、便利なe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。
※電子証明書が格納された住基カード等とICカードリーダライタが必要です。

e-Taxをご利用いただくメリット

①税務署に出向く必要がなく、ご自宅のパソコンからインターネットを利用して申告等ができます。
②平成23年分は最高4000円の税額控除が受けられます。(過去に税額控除を受けられた方は除きます)
③医療費の領収書や源泉徴収票等の内容を入力することにより、添付書類の提出が不要となります。(ご自身で3年間保管する必要があります)
④還付金が3週間程度で戻ります。
⑤3月15日(木)までは、24時間申告が可能です。(ただし、毎週月曜日午前0時から午前8時30分を除きます)
※e-Taxの利用方法や電子証明書の取得方法など、詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧いただくか、または黒石税務署におたずねください。

申告書作成会場の開設

黒石税務署では、庁舎内に「申告書作成会場」を開設し、パソコンを利用して所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の申告書作成をサポートします。

◆**開設日時**
2月1日(水)～3月15日(木)
※土・日・祝日を除く
午前9時～午後5時

■**お問合せ**
黒石税務署
☎52－4111

子ども手当制度が変わりました

子ども手当の申請はお済みですか？

昨年10月から子ども手当制度が変わりました。それに伴い、これまで子ども手当を受給されている方も含め、対象のお子さんを持つすべての方が申請手続きをする必要があります。

これまで受給されている方には個別に通知していますが、それ以外で対象のお子さんを持つ方は、お問合せください。

子ども手当制度について

◆**手当月額**

○**0歳～3歳未満**
1万5000円（一律）

○**3歳～小学校修了前**
1万円
（第3子以降は1万5000円）

○**中学生** 1万円（一律）

申請手続きについて

◆**必要書類**

○子ども手当認定請求書
○請求者の健康保険証の写し
○印鑑
※この他、必要に応じて提出する書類があります。

◆**受付窓口**
○住民課子育て支援係
○常盤支所

◆**手続期限** 3月31日(土)
※期間中に申請すれば昨年10月分の手当から受給できます。

ご注意ください

○手続期限を過ぎて申請した場合、申請の翌月分からの支給となります。

○お子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から数えて15日以内の手続きが必要です。

○町外へ転出する方は、転出先の市町村での手続きも必要となりますが、転出の翌日から数えて15日以内の手続きが必要です。

○公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■**お問合せ**
住民課子育て支援係
（内線2136）

平成24年度

学童保育児童を募集します

町では、保護者が共働きや自営業などを営んでいるため、放課後、家族が留守になる小学校１年生から３年生までの児童を対象に、公的施設や地域の施設を利用し、遊び・読書・グループ活動等を通してその健全な育成を図ることを目的に、学童保育を実施しています。

入会を希望される方は、下記のとおり申込受付を行いますので申請してください。

なお、現在学童保育を利用している児童で、継続して入会を希望する方も再度申込みが必要です。

◆**対象児童**
小学校1年生から3年生までの児童のうち、日中保護者が労働等により留守家庭状態となる児童

◆**登 録 料** 年間1,000円
※料金は学童保育傷害保険加入料の一部を負担いただくものです。
※４月上旬に納付書を送付しますので、届き次第納付してください。

◆**申込期間** ２月１日(水)～14日(火)

◆**実施期間** 平成24年４月１日～平成25年３月31日

◆**実施時間** ○平日 放課後～午後６時
○土曜日、休校日、長期休み
午前８時～午後６時
※日曜日、祝日、年末年始、振替休日、盆期間は休み

◆**実施場所** 藤崎小学校、藤崎中央小学校、常盤生涯学習文化会館

◆**申込受付場所** ○住民課子育て支援係
○常盤支所

■**お問合せ** 住民課子育て支援係(内線2135、2136)

広報ふじさき有料広告

社会福祉法人 桐栄会 **ケアハウス しずか** 藤崎町水木浅田95 TEL 0172-69-5151

“やすらぎ”と“生きがい”
～自立している高齢者が、安心して生きがいのある生活を送れるよう応援します～

◆居 室：○一人部屋24室『洋室』 ○二人部屋３室『洋室・和室(畳)』
＜冷暖房完備、トイレ、ミニキッチン、洗面台、クローゼット＞

◆共 用：男女別大浴室(天然温泉掛け流しの湯)、食堂、テラス、自販機 他

☆詳しくは担当者までお問い合わせ下さい☆ 相談員 須藤

施設見学受付中

消防だより

東消防署北分署 ☎75－3333

平成23年度全国統一防火標語

「消したはず 決めつけないで もう一度」

ガス器具を正しく使用しましょう

厳しい冬は、ご家庭でガスを使用しての暖かい食事や、鍋物などで食卓を囲むことがとても多くなる季節です。しかし、ガスは使用方法を間違えると火災につながるおそれがあります。

次の使用方法を守ってガスを正しく安全に使用しましょう。

①着火・消火は必ず目で確かめましょう。

②青い炎で使用しましょう。
（赤い炎では不完全燃焼が考えられるため）

③使用中は器具から離れないでください。
（風や煮こぼれで火が消えたり、天ぷら油に火が着いたりすることがあり、大変危険です。）

④室内で使用するときは換気扇を回し、時々窓を開けて十分に換気をしましょう。
（換気が十分に行われないと、酸素が不足し、排ガスが充満して不完全燃焼を起こすおそれがあります。）

⑤使用後はガスの元栓を閉めましょう。
（特におやすみ前やお出かけ前にはガス栓が閉まっていることを確認してください。また、ゴム管がしっかりはまっているか、損傷がないか注意しましょう。）

ガスくさいと感じたら…
○火気は絶対に使用しないでください。
（換気扇、電気のスイッチには手を触れない）
○窓を静かに開けて換気してください。
○手元のガス栓やメーターガス栓を閉め、取扱店・販売店に連絡してください。

防火対象物（事業所）の使用開始を届出していますか

建築物を様々な業種で使用する場合は火災予防条例により使用する7日前までに、名称・所在・用途・収容人員など必要事項を記入した「防火対象物使用開始(変更)届出書」を消防に届け出なければいけません。

届出が必要となる主な場合は次のとおりです。

○新築、増築や改築などによって事業所部分の床面積が50㎡以上となる場合

○全部または一部が今までと異なる事業用途に変更となる場合

○事業名称などに変更が生じる場合

届出書には案内図・配置図・平面図などの建築関係図面を添付して2部提出する必要があります。また、建物の規模によっては消火器などの消防用設備の設置が必要となります。

使用開始届出書をまだ提出していない事業所は速やかに届出するとともに、防火対策は大丈夫か、今一度、冷静な目で周囲を見直し不安なことがありましたら気兼ねなくご相談ください。

■**お問合せ**
弘前消防本部予防課
☎32－5104

広報ふじさき有料広告

地元だから安心!! 塗り替えは第二のマイホームづくりです。

(有) **木 村 塗 装**

藤崎町大字西豊田三丁目２－４
TEL 75－5101 FAX 75－5102
代表取締役 木村 悦穂

TOTO 光触媒塗装（光が洗う壁）登録施工店
旭硝子 フッ素塗装（最高級塗料） 〃 認定番号 G0102015
その他にも各種仕上材 お気軽にご相談ください。

１級技能士	４名
２級技能士	１名
２級建築施工技師	３名

3月 健康係 カレンダー

満１歳のお誕生日を迎えたらＭＲ（麻しん・風しん）の予防接種を受けましょう

すこやか健診

３月８日（木）【１歳６か月児健診】
- 対　象　Ｈ22年７月～８月生
- 受　付　13:00～13:15
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、内科、歯科、栄養指導、歯科指導、保健指導

３月15日（木）【３歳児健診】
- 対　象　Ｈ20年７月～８月生
- 受　付　12:30～12:45
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、内科、歯科、耳鼻科、視力、聴覚、尿検査、精神発達、子育ての話、栄養指導、保健指導

すこやか相談

３月16日（金）【母子健康相談】
- 対　象　妊婦・生後３か月以上の乳幼児
- 受　付　10:00～10:15
- 場　所　町文化センター
- 内　容　妊娠中のアドバイス、乳幼児の身体計測、育児相談、育児教室
- 持ち物　母子手帳、バスタオル、ふじさきっず

３月16日（金）【７か月児相談】

- 対　象　Ｈ23年８月～９月生
- 受　付　9:30～ 9:45
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、離乳食のお話・試食、生活リズムや発達のお話
- 持ち物　ふじさきっず、母子手帳

※「ふじさきっず」は、町が作成した育児に関する冊子で、お子さんが生まれたご家庭を保健師が訪問する際に配付しています。

健康相談

３月７日（水）・21日（水）【こころの健康相談】
- 時　間　9:00～12:00
- 場　所　（７日）常盤老人福祉センター
　（21日）藤崎老人福祉センター
- 内　容　司法書士・保健師等を配置し、自殺の大きな要因としてあげられる失業・多重債務等やこころの相談を受けます。

■お問合せ　福祉課健康係(内線2121～2124)

わくわく講座のお知らせ

慢性腎臓病（ＣＫＤ）とは

―― 生活習慣病との関わりと予防について ――

慢性腎臓病は８人に１人と推定され、「新しい国民病」と呼ばれるほど多くなっています。さらに問題なのは、慢性腎臓病にとどまらず心筋梗塞、脳卒中を引き起こすことにあります。しかし、腎臓の機能が低下している人が急速に増加しているにもかかわらず、予防、早期発見、治療については知られていないのが現状です。

腎臓はからだの老廃物の排泄、水分調節、血圧の調整など重要な働きをしています。大事な腎臓を守るためにも、ぜひご参加ください。

◆日　時　３月１日(木)
　午後１時30分～午後３時
◆場　所　町文化センター３階「多目的ホール」
◆講　師　弘前大学大学院医学研究科
　准教授　中村典雄氏
◆申込み　受講を希望する方は、２月16日(木)までにお申込みください。

■申込・お問合せ　福祉課健康係(内線2122)

福祉課からのお知らせ

要介護認定者の障害者控除について

介護保険法の要介護認定を受けている方については、所得税および地方税の「障害者控除」および「特別障害者控除」の対象となり、概ね目安として、要介護１から要介護３までの方は「障害者控除」、要介護４および要介護５の方については「特別障害者控除」を受けることができ、その際の取り扱いについては次のとおりです。

①役場の申告会場で申告される方
　申告会場で、申告の担当者に介護保険証を提示の上、控除申請をしてください。
②役場以外(税務署等)で申告される方
　「障害者控除」および「特別障害者控除」を受ける場合は、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、福祉課介護保険係の窓口で申請してください。

■お問合せ　福祉課介護保険係(内線2114)

こんにちは 国保係 です

保険税の納め忘れにご注意を

特別な事情もなく保険税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、未納期間に応じて下記のような措置がとられます。保険税の滞納は、国保の加入者全員に迷惑をかけることになります。保険税は必ず納めましょう。

■資格に関するお問合せ　住民課国保年金係(内線2132～2134)
■納付に関するお問合せ　税務課収納係(内線2107)

①納期を過ぎると督促
延滞金などを徴収される場合があります。すみやかに納めましょう。

②短期被保険者証を交付
督促が行われたあとにも納めないでいると、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

短期被保険者証になると・・・
保険証の有効期間が短くなりますので、ひんぱんに更新手続きを行う必要があります。

③資格証明書を交付
納期限から１年を過ぎると、保険証を返却しなければいけません。代わりに資格証明書が交付されます。

資格証明書とは・・・
国保の被保険者であることを証明するだけのものです。保険証のように受診券とはならないため、お医者さんにかかるときには医療費をいったん全額自己負担することになります。

④国保の給付差し止め
納期限から１年６カ月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

そのほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

どうしても納付が難しいときは相談を

特別な事情により保険税の納付が困難なときには、申請により保険税の分割納付などができる場合があります。どうしても納付が難しいときには滞納のままにせず、担当の窓口へご相談ください。

年金だより

国民年金保険料の納付は、便利・安心・確実な口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。「忙しくて…」、「つい、うっかり…」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口に提出してください。

■お問合せ
弘前年金事務所国民年金課
☎27－1337

平成23年度藤崎町子ども会冬季野外研修会

1月10日、11日の2日間、梵珠少年自然の家で子ども会冬季野外研修会が開催されました。

今年は雪が多かったため、スノーシューハイキング、チューブそりなど戸外での活動を中心に取り組みました。室内での創作活動では、ウッドクラフトを作り、それを活用してロープから自分の作品をはずすという課題に挑戦しました。

2日間の活動を通して、子どもたちは各自与えられた役目を進んで行い、自立心と協力心を学んでいました。

藤崎町ふるさとカルタ大会

1月7日、町文化センターで、小学生を対象に「第4回藤崎町ふるさとカルタ大会」が開催されました。

大会では、藤崎町の歴史・自然・文化を題材にしたオリジナルカルタを使用し、学年別の個人戦が行われました。参加した小学生37名は、読み札が読み上げられると、「はい」と元気いっぱいに絵札を取り合っていました。大会終了後には、町婦人会特製のお汁粉が振る舞われ、子どもたちがお正月気分を味わっていました。

【大会優勝者】

1年の部　中窪　礼(藤小)
2年の部　栩内　陽向(藤小)
3年の部　秋元　妹(藤小)
4年の部　飯野　恵(藤小)
5・6年の部　佐藤　唯奈(中央小)

季節の花の寄せ植え講座

12月10日、11日の両日、常盤生涯学習文化会館、藤崎町ふれあいずーむ館において藤崎造園の兵藤勝幸さんを講師に迎え、季節の花の寄せ植え講座が開かれました。参加した受講生たちは、和気あいあいと楽しく、世界に一つしかない作品に取り組み、有意義な時間を過ごしていました。

資料館あすか企画展「石澤信弥・暁夫父子展」開催

青函連絡船が停泊する桟橋の風景を描く父(信弥さん)に連れられて「小さい頃、常盤から汽車に乗ってよく通いました」と目を細める息子の暁夫さん。

5年前に亡くなられた信弥さんが描く船のある風景は、「若い頃を思い出して無性に懐かしくなる」と、生前の当館での展覧会でも根強いファンがいました。

今回は、「父の影響でいつしか自分も絵を描くようになった」とおっしゃる暁夫さんが、高校生の時に初めて描いた「青函連絡船」の作品を含め、父子あわせて約70点を展示する予定です。海や風景を無心に描き続けた信弥さんと、海・山・空を描き続け、さらなる活躍をとげている暁夫さんの父子展を、みなさんお楽しみください。

◆日　時　2月16日(木)～26日(日)　午前9時～午後4時30分(最終日は午後3時終了)
◆休館日　会期中無休
◆入館料　無料
◆会場・お問合せ　常盤ふるさと資料館あすか　☎65－4567

紫柳社 川柳

十二月句会　入選作品抄
題「詰」「年の暮れ」「釘」「鈴」

詰放題本気で挑む主婦の技　野呂　慧子
雪囲い釘打つはずの手が狂い　井利　酔狂
神棚の平和の鈴を今日も振る　野呂　文坊
職安の空気が重い年の暮れ　井利　酔狂
女房に打たれた釘に酔い切れず　野呂　文坊
女房が鈴付けて出す忘年会　井利　酔狂
プライドは捨てた金策膝を詰め　福井　藤人
さじ投げてめどつかぬまゝ年が暮れ　福井　藤人
錆ついた釘で歴史が見直され　藤井　幹水
ふるさとをびっしり詰めた深夜便　藤井　幹水
年末のくどきは金の要る話　福井　朗風
最後まで効いていたのは錆びた釘　福井　朗風
年金を切り詰め孫の笑顔買う　田中さち子
すり減った仮面を捨てる年の暮れ　田中さち子
妻の打つ釘が斜めにきいて来る　福井　藤人
年の瀬に座す職安の固い椅子　福井　藤人
出る釘をなだめて酒をついでやる　田中さち子
古釘の力を知った震度六　田中さち子
日本中釘付けにした震災地　阿部　とき
出来秋にりんご鈴なり、笑顔　阿部　とき
尻重い介護よんでる鈴の音　阿部　とき
生かされて神へ感謝の年の暮れ　清水　川魚
パチンコの釘は財産までも喰う　清水　川魚
ハネトから鈴を貰った子の笑顔　清水　川魚
与党内野党で一兵卒の鈴　清水　川魚
じょっぱりが抜けない老いの錆た釘　成田　波麻
飲み会へ妻が釘打つハシゴ癖　成田　波麻
詰め放題必死な顔に気付かない　木村　羊川
年の瀬に諦めた財布が緩みだす　木村　羊川
寝たきりの母振る鈴の弱い音　大谷　みつ
ジャムのビン孫のラベルで出来上り　大谷　みつ
収穫の笑顔が樹には明日の張り　加川　熒川
お遍路の鈴の音邪心洗い去る　加川　熒川
肩の荷を降ろすが如く上がる技　加川　熒川
傲慢な鼻に打つ釘探してる　井利　酔狂
泣き笑い年の流れに逆らわず　井利　酔狂
借金のメドつき安堵年の暮れ　井利　酔狂
金槌の技を咎める錆びた釘　井利　酔狂
郷里の祭り鈴の音鳴り止まず　井利　酔狂
節生かす匠の技が眼を奪い　井利　酔狂
意識した小節己を先ず酔わせ　井利　酔狂
久々の帰郷ゆっくり愚痴を聞く　井利　酔狂
ノンアルコールカラカラ喉は騙される　野呂　慧子
風ぐるま浄土へ響け水子塚　野呂　文坊
ダム底を見せて農夫の貌くもり　井利　酔狂

十一月句会　入選作品抄(追加分)

互選句「カラカラ」
出席者全員選　最高得点句(高点三句)

としょかんだより

藤崎町図書館
大夢
☎75－2288

◎最新着図書

☆一般図書
・「安全な食べもの」ってなんだろう？　畝山智香子/著
・「翁-OKINA　秘帖・源氏物語」　夢枕獏/著
・「極北ラブソディ」　海堂尊/著
・「名のないシシャ」　山田悠介/著
・「ヴァニティ」　唯川恵/著
・「ジェントルマン」　山田詠美/著
・「ぐるぐる七福神」　中島たい子/著
・「すべてのカードで占う一番やさしいタロット」
・「独立型太陽光発電と家庭蓄電」　角川浩/著
・「ラテアート&デザインカプチーノ LESSON」
☆児童図書
・「エメラルド・アトラス 最古の魔術書」　ジョン・スティーヴンス/著
・「14歳の生命論」　長沼毅/著
・「たったひとつのねがいごと」　バーバラ・マクリントック/作
・「不思議でこわ～い都市伝説」　藤田晋一/編
☆郷　　土
・「弘前城手廻組藩士の日常と世相」
　鈴木まどか・笠井百合子/著　ほか

◎藤崎町図書館 大夢(たいむ) 休館日のお知らせ

☆2月の休館日
6日(月)・11日(土)・13日(月)・19日(日)
26日(日)・27日(月)・28日(火)・29日(水)
※なお、休館日に図書返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

◎図書館蔵書点検に伴う休館のお知らせ

●期間：2月28日(火)～3月2日(金)
蔵書点検期間は、館内全ての本の所在・汚破損等の確認を1年に1回、行っております。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。
※蔵書点検期間中の本の貸し出しはできません。
※ご返却は正面玄関脇に設置の「返却ポスト」をご利用ください。
※「県立図書館オンラインサービス・遠隔地サービス」をご利用の方は、ふれあいず～む館窓口へお越しください。

◎おはなし会開催のお知らせ

☆定例おはなし会
●い　　つ　2月18日(土)　午前10時～午前11時
●どこで　藤崎町図書館「児童室」
　(ふれあいず～む館内)
●おはなし　わっこの会
　こんな おはなし あったとさ
　♪むかぁ～し むかぁ～し で はじまる おはなし♪
　・「したきりすずめ」 ほか
●対　　象　幼児・児童(保護者含む)
※どなたでも参加できます。お気軽にどうぞお越しください。

☆定例おはなし会
●い　　つ　2月4日(土)
　午前10時～午前10時45分
●どこで　常盤生涯学習文化会館「児童室」
●おはなし　ときわっ子本の会
　・「世界の民話」・「創作のおはなし」など
●対　　象　小学生、その他おはなしの好きな方
※始まりの時間に間に合わないと中に入れませんので、開始時間前までにおいでください。

◎第146回直木賞・芥川賞受賞作&候補作図書の紹介

☆芥川賞受賞作品
・「道化師の蝶」(群像7月号)　円城塔/著
・「共喰い」　(すばる10月号)　田中慎弥/著
☆芥川賞候補作品
・「まちなか」　(文学界8月号)　広小路尚祈/著
・「七月のばか」(文学界11月号)　吉井磨弥/著
・「きなりの雲」(群像10月号)　石田千/著
☆直木賞受賞作品
・「蜩ノ記」(祥伝社)　葉室麟/著
☆直木賞候補作品
・「城を噛ませた男」(光文社)　伊東潤/著
・「春から夏、やがて冬」(文藝春秋)　歌野昌午/著
・「夢違」(角川書店)　恩田陸/著
・「ラブレス」(新潮社)　桜木紫乃/著
・「コラプティオ」(文藝春秋)　真山仁/著

◎寄贈ありがとう

藤崎町(本町) 田澤様　1冊

「第3回なべワングランプリin停車場通り」開催

◇**日時**　2月12日(日)
午前10時～午後2時
◇**場所**　藤崎駅通り
(駅前交差点から阿部石材店手前まで歩行者天国)
◇**内容**
○なべワングランプリ開催
(人気ナンバーワン鍋汁を決定)
○餅つき振る舞い鍋(おしるこ)
先着100名
○多田あつし津軽三味線演奏
○ザ・つがるベンチャーズバンド演奏
○藤崎産米粉使用ロールケーキ巻き
○ビンゴ大会(景品あり)
○雪玉ストラックアウト　他
【お問合せ】
○高谷和也(肉のたかはる)
☎75－3644
○藤崎町商工会
☎75－2370

「角田周 講演会」開催

地吹雪体験ツアーの創始者で、観光カリスマの角田周さんをお招きし、講演会を開きます。
◇**日時**　2月14日(火)
午後6時～
◇**場所**　藤崎町商工会2階
◇**演題**　「地吹雪体験 現在・過去・未来」けっぱれ藤崎レッツゴー
◇**講師**　観光カリスマ、津軽地吹雪会ラブリー金木代表　角田周氏
◇**受講料**　無料
【お問合せ】
○藤崎町商工会
☎75－2370
○藤崎町商工会常盤支所
☎65－3044

みんなで鬼を退治しよう！豆まき会

藤崎保育所では今年も豆まき会を行います。保育所のお友だちと一緒に豆まきをして、風邪ひき鬼・泣き虫鬼などを退治しませんか。たくさんのご参加をお待ちしています。
◇**日時**　2月2日(木)
午前10時～正午
◇**場所**　藤崎保育所
◇**対象者**
在宅の未就学児と保護者
※申込みは随時受付けます。
【申込・お問合せ】
○藤崎保育所
☎75－3305
○地域子育て支援センター
☎75－6131

「第7回町民歩くスキーの集い」開催

歩くスキーで健康づくり。初心者でもすぐに滑れます。
◇**主催**　常盤歩くスキークラブ
◇**日時**　2月19日(日)
午前10時～午前11時
◇**場所**　福島地区農村公園
◇**参加費**　無料
※道具を借りたい方は2月18日(土)正午までにご連絡ください。
【申込・お問合せ】
常盤歩くスキークラブ事務局
加藤
(自宅)☎65－3830
(携帯)☎090－6626－9554

自衛官募集案内

◎**幹部候補生(一般・技術)**
(歯科・薬剤科)
◇**資格(一般・技術)**
①22歳以上26歳未満の者
②20歳以上22歳未満の者は大学卒
③大学院修士学位取得(見込)者は、28歳未満
◇**資格(歯科・薬剤科)**
①20歳以上30歳未満の者
(歯科)
②20歳以上26歳未満の者
(薬剤科)
③大学院修士学位取得(見込)者は、28歳未満
◇**受付締切**　4月27日(金)
◇**試験日**
5月12日(土)、13日(日)
※13日は飛行要員希望者のみ
◇**試験場所**
千年交流センター(予定)
◎**予備自衛官補**
◇**資格(一般)**
18歳以上34歳未満の者
◇**資格(技能)**
18歳以上で国家免許資格等を有する者
◇**受付締切**　4月4日(水)
◇**試験日**
4月13日(金)～16日(月)
※いずれか1日を指定します。
◇**試験場所(一般・技能)**
陸上自衛隊青森駐屯地(予定)
◇**試験場所(技能(甲))**
陸上自衛隊仙台駐屯地(予定)
【お問合せ】
自衛隊弘前地域事務所
☎27－3871

放送大学4月生募集

放送大学は、テレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
◎15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。
◎18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、学力試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して124単位以上を修得し、卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。
◎ひとつの分野を体系的に学びたい方には、「放送大学エキスパート」を実施しています。
◇**出願締切**　2月29日(水)必着
※資料を無料で差し上げていますので、お気軽にご請求ください。
【お問合せ】
放送大学青森学習センター
☎38－0500

献血にご協力ください

献血していただいた血液は、輸血等で患者さんの治療に役立てられます。みなさまのご協力をお願いします。

◆**日時・場所**　2月10日(金)

時　間	場　所
午前10時～午前11時30分	常盤老人福祉センター
正午～午後1時	ときわ会病院
午後2時30分～午後4時	役場正面駐車場

◆**所要時間**
約15～30分（200㎖・400㎖献血）
※ご協力いただいた方には、赤い卵1パックを進呈します。

■**お問合せ**
福祉課健康係(内線2112、2503)

自動車税・自動車取得税の減免制度について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学等のために自動車を使用している場合で、障害の程度や自動車の使用状況が一定の条件に該当するときには、申請により自動車税、自動車取得税の減免を受けることができます。詳しくはお問合せください。
【お問合せ】
中南地域県民局県税部納税管理課　☎32－4341

「全国一斉！法務局休日相談所」開設

青森地方法務局弘前支局では、「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。
土地や建物の登記関係や遺言に関する問題、供託・戸籍の問題、家庭・学校・職場等での問題、子どもに関する悩みごと、どこに相談したらよいのかわからないなどについてお困りの方はお気軽にお越しください。相談は無料、秘密は厳守します。
◇**日時**　2月12日(日)
午前10時～午後4時
◇**場所**
青森地方法務局弘前支局
2階「会議室」
※会場へは、JR弘前駅前から「城東循環100円バス」をご利用になり、「城東タウンプラザ前」のバス停でお降りになると便利です。
◇**相談員**
法務局職員、人権擁護委員、公証人、司法書士、土地家屋調査士
【お問合せ】
青森地方法務局弘前支局
☎26－1150

「無料iPad講習会」参加者募集

青森県商工労働部新産業創造課の「安全安心ICT活用コンシェルジュモデル事業」の一環として、無料のiPad講習会を開催しています。
「離れて暮らす孫の顔を見て話せたらいいのに」、「インターネットで買い物ができたら便利だけど難しそう」という方は、無料iPad講習会でそのお悩みを解決しませんか。
講習会実施時間は1時間から1時間半を予定し、開催場所は参加者のご要望にお応えします。iPad等の機材等はすべてこちらで用意いたしますので、参加者のご負担はありません。お友達やご家族みなさんお誘い合わせのうえ、お気軽にご相談ください。
【お問合せ】
エイチピースタイリング
☎050－1314－6601

広報ふじさき有料広告
五所川原第一高等学校　通信制課程　前期入学生募集
高校卒業資格を手に入れよう
●今の学校になじめない・・・という方
●体力的に毎日は無理・・・・という方
●一度辞めてしまった・・・・という方
通信制なら、どうでしょう？
出願期間
☆平成24年2月20日
～　4月 3日
出願書類の審査と面接結果で合否を判定します。
入学から卒業まで
入学 ▷ スクーリング（毎週金・土曜） 隔週のレポート（プリント学習） 特別活動（行事・LHR等） 単位認定 ▷ 74単位以上で卒業
1年次　2年次　3・4年次
☆就学支援金（高校無償化）も適用されます。詳しくは下記まで、お問合せください。
〒037-0044　青森県五所川原市字元町6-1
TEL 0173-26-6662　FAX 0173-26-6663
ホームページ　http://goichiko.jp/tsushin/
メールアドレス　goichi_tushin1@tenor.ocn.ne.jp
水・日／休校日

広報ふじさき有料広告
債務整理・過払い金請求・自己破産・個人再生
借金の悩み、ご相談下さい。
借金問題解決　のお手伝いを致します！
●過払い金の請求（返済中はもちろん、完済から10年以内であれば取り戻せます。）
●月々の返済を楽にしたい。
●とにかく返済に困っている。…など
まずはお電話下さい
ご予約・ご相談専用番号 0120 FreeDial 0120-113-314
【ご予約受付時間】平日・土日祝日／10:00～20:00
ご年配の方やお忙しい方は、個別の出張相談も検討致します。

2月中旬に個別の出張相談会を予定しております　お気軽にお問い合わせ下さい。
弁護士　中島賢悟　東京弁護士会所属登録番号34985号
●交渉方針：借金減額、金利減免、元金のみ60回払い
●弁護士費用：毎月の支払いをストップした後から分割払い可
●ご依頼者のプライバシー厳守
セキュアトラスト法律事務所
東京都渋谷区渋谷1-8-3 TOC第一ビル6F TEL.03-5774-1521（代表）
Mobile http://saimu0.net（24時間受付）

まちかど クローズアップ

地域で頑張って活動しているグループなどを紹介します。

子どもたちが本好きになってほしいと願って

読書ボランティアサークル「わっこの会」

昨年、結成15周年を迎えたわっこの会は、これまでの活動が評価され、昨年、子どもの読書活動優秀実践団体として、文部科学大臣表彰を受賞しました。これを記念し、これまでの地域の方々の支援に感謝したいという思いから、1月22日に地域の方々を招き、おはなし会「花さく町」を開きました。

わっこの会は、子どもたちに本の楽しさを伝えたい、子どもたちが本好きになってほしいと願うメンバーが集まり、平成8年11月に発足しました。わっこの会の「わ」には、お話を通して我・吾・倭をみがき、環・回・曲を和やかに皆で一把になり、子どもたちが心身共に健やかに羽ばたいてほしいという願いが込められています。

現在は、9人のメンバーが活動しており、月1回、町図書館でおはなし会を開催。このほかにも、保育所、幼稚園、小中学校へ出向いたり、乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さを伝えるため、町の乳児健診時に、赤ちゃんに絵本を紹介する活動「おひざでだっこ」を行うなど、子どもたちが楽しく本に触れるきっかけづくりと、読書への関心を深めてもらうことに、会員が一丸となって取り組んでいます。

おはなし会についてのお問合せは町図書館(☎75－2288)まで。

おはなし会「おはなしのとびら」の様子（1月14日）

町の人口と世帯数

		12月31日現在	前月比
人口	男	7,517人	＋7
	女	8,527人	－12
合計		16,044人	－5
世帯		5,675世帯	＋2

2月の町税等の納期

納期限は2月29日(水)です

- 国民健康保険税　第8期
- 後期高齢者医療保険料　第8期
- 介護保険料　第8期

県内の交通事故概況

（12月31日現在）

	12月中	前年比	12月末累計	前年比
件数	578件	－27	5,467件	－375
死者	9人	＋5	54人	－12
傷者	733人	－7	6,790人	－372

戸籍の窓

12月届出分

※この欄に載せたくない方は、届け出の時に窓口に申し出てください。

お誕生おめでとうございます

表町　菊池　良一（73）
徳下　笹森千代治（75）
（　）内保護者
藤越　三浦　冬聖（忠男）
下町　三上悠希音（圭一）
榊　坂岡　心愛（和成）
榊　永井　尊護（孝輔）

木挽町　福原　ミコ（73）
若松　小野美津江（71）
水木　猪股　文治（76）
中野目　村上源四郎（84）
曲新田　浅井登久子（66）

お悔やみ申しあげます

朝日町　浅利　健次（88）
林崎　中田　テル（91）
榊　間山キミエ（83）